

令和元年第2回定例会議事日程（第2号）

令和元年6月12日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

追加日程第1 「議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

追加日程第2 「議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について」の撤回の件

日程第2 議案第20号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第22号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第24号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第25号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第26号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第27号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

日程第12 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

追加日程第3 議案第29号 工事請負契約の締結について（令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事）

追加日程第4 議案第30号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

令和元年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和元年6月12日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月12日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則
 2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信
 3番 中家 章智 8番 岸本加代子
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、中家議員の2名を指名いたします。

ここで、臨時の議会運営委員会、全員協議会を開きたいと思えます。

暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

午前10時00分休憩

.....
〔議会運営委員会〕

〔全員協議会〕
.....

午前10時40分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加日程第1、「議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

町長から撤回理由の説明を求めます。町長、説明をお願いします。

○町長（花畑 明君） 令和元年6月6日に提出いたしました議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、撤回させていただきたく、その理由を御説明申し上げます。

常勤の特別職の職員の給料月額が平成9年4月1日に改定され、その後、平成19年6月に前町長の選挙公約により減額の改定が行われました。その結果、現在、吉富町長、副町長及び教育長の給料月額は、福岡県内の町村の中では最低の額となっているところです。このことについて、吉富町特別職報酬審議会に平成19年6月の改定前の給料月額と同額に戻すことについて意見を求めました結果、これが妥当であるとの答申を5月22日にいただいたところです。

これにより、今定例会に常勤の特別職職員の給料月額を改定前の給料月額と同額に戻す内容で、上記の一部改正条例案及びそれに伴う補正予算案を提出いたしましたが、議案提出後、議長及び副議長との意見交換を行った際、給料月額をただ単に改定前の額に戻すのではなく、県内市町村の状況や現在の社会情勢も含め、熟慮の上、決定すべきであり、また、議員の給与はどうするの

かとの御意見も賜りましたので、ここは慎重に進めていかなければとの思いに至りました。

これらを総合的に検討した結果、今議会での議案の提出は見送りとし、今後、近隣市町村の状況等を勘案し、給料月額を含め、改めて吉富町報酬審議会の意見を聞いた上で、議案を提出することにさせていただきたいと判断をいたしましたので、本議案の撤回について、吉富町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可をお願いするものでございます。議員の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことについて、ここにおわびを申し上げます。

以上、議案撤回の理由とさせていただきます。どうぞよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、「議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを許可することに決定いたします。

追加日程第2、「議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について」の撤回の件を議題といたします。

町長から撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 令和元年6月6日の提出いたしました議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）につきまして、撤回させていただきたく、その理由を御説明申し上げます。

議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の制定についての撤回の許可をいただきましたので、この条例に伴い、特別職の職員の給与等を増額補正している本議案の撤回について、吉富町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可をお願いするものでございます。議員の皆様には御迷惑をおかけいたしましたことについて、おわびを申し上げる次第です。大変申しわけございません。

以上、議案撤回の理由とさせていただきますので、どうぞよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（是石 利彦君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について、撤回を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号令和元年度吉富町一般会計

補正予算（第2号）についての撤回の件は、許可することに決定いたしました。

日程第2．議案第20号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第20号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、議案第20号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

この条例改正は、平成28年施行の自殺対策基本法の一部を改正する法律に基づき、市町村に策定が義務づけられている自殺対策計画を策定するために、専門的見地からの意見を徴収し協議するための有識者会議として、吉富町自殺対策推進協議会を、地方自治法第138条の4、第3項に規定する附属機関として設置したいので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

お手元の資料、資料No.1の1ページをごらんください。吉富町附属機関に関する条例新旧対照表別表（第2条）の太線で囲まれた箇所が今回の改正で追加されるものでございます。

次に、再度議案書に戻っていただきたいのですが、2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の議案は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、質問者、答弁者の発言は挙手し、議長と発声の後、私からの発言の指名を受け手から行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 5番、山本です。

済みません。この吉富町自殺対策推進協議会ですが、先日、有識者の方で構成というふうなことを伺っているんですが、この有識者というのは、どのような方がメンバーになっている。

例えば、他の協議会とか何か、何とか会議がある、その方たちをお願いしているのか、もしくは、これはもう新規でまた、どのような方に委嘱されているのか、その辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 担当課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

これはもう、全く新しく、新規の委員さんで構成したいというふうを考えております。健康づくり等と重複する委員さんもおられると思いますが、今、うちのほうで予定している委員さんは町、それと議会、それと豊前築上医師会、それと町の社協ですね。それと町の教育委員会、それと吉富小学校、吉富町商工会、それと職安、それと後、豊前警察署、それと豊前の消防署、障がい者支援センター、それと自治会長会、民生委員等で、今のところ予定は、そういったことで、新しい委員さんを委嘱してお願いする予定となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 当初予算で報酬が計上されているんですけど、これによると15人という計算だったんですけど、今いろいろ言われましたけど15人なんですかね。今言われたのが、つまり、いろんな団体というか、15団体からの代表という形なんですか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今述べたのは、団体数で言えば13団体になりますが、人数等につきましては、また、その中から先行して、当初15人で予算計上させていただいておりますが、もしかして、今の団体、団体各1名になれば13名等になりますので、その辺はちょっと、当初予算はちょっと15名で予算計上はさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ、新旧対照表によると、自殺対策計画の推進に関する事項となっておりますよね。これ、こっちは協議会なんですけれども、まさしく、この計画をつくることのみが役割となるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今年度は計画をつくるので3回の計画をしております。計画をつくった後、次年度以降につきましては、進捗状況等の協議になりますので、その場合は年1回等にはなると思われます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は福祉産業建設委員会に付託

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3. 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第21号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書4ページ、新旧対照表、資料No.1の2ページをあわせてごらんください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、罰則付きの時間外労働の上限規制等が平成31年4月から導入され、また、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定める措置が講じられ、平成31年4月から施行されております。これらの是正措置を踏まえ、本町職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。3、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。

第8条の規定は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるものでございます。同条第2項で、所属課長は公務のため、臨時または緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命ずることができることと規定されております。今回追加された3項において、この時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限設定について、規則に委任をするというものでございます。

規則において定める内容といたしましては、国家公務員に準じて、その上限を原則、1カ月については45時間、かつ1年について360時間と設定いたすようにいたしております。また、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等、公務の運営上、真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるということもうたいたいと考えております。上限を超えた場合には、

所属課長は時間外勤務を命ずることが真にやむを得なかったか、事後的に検証を行う規定も設けるようにいたしております。

なお、なぜ規則に委任したかという理由でございますが、この職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、国家公務員の勤務時間、休暇等に関する法律に準じて制定をされております。その国家公務員の法律が人事院規則に委任をいたしておりますので、今後、法改正をスムーズに対応するため、本条例も規則に委任をしたところでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

附則、この条例は令和元年8月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 課長の説明が終わりました。

本案に対して質疑はございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この職員の勤務時間に関する条例、この形の分は、一般職から課長職まで、全部が含める形になるのか、そういうのが1点と、もう1個はね、三六協定との関係はどういうふうになるのかなと思って、そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 時間外勤務につきましては、管理職は該当しておりません。1級から4級までの職員が時間外勤務手当の該当になります。ただ、勤務時間、休暇等に関する条例については全職員が対応になっています。ただ、時間外勤務の部分は管理職は関係ないというところになっております。

三六協定についてですけども、これにつきましては、労働基準法で、一般の地方公務員は該当ないというふうになっております。ただ、地方公務員の中でも、労務職の一部の職員については三六協定を締結する必要がございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、1カ月45時間、1年360時間というような値が示されたんですけども、現在、それよりもたくさん残業しているような実態があるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平成30年度の実績でございますが、一部、7月の豪雨、昨年豪雨がございましたが、その中で、災害対応をした職員が49時間、1カ月いたしております。それと、3月なんですけども、これ、統一地方選挙がございまして、選挙の期日前投票あるいは町長町議選挙の準備とかが、事務が煩雑化いたしまして、その際、総務課の職員が100時間を超える残業をいたしておる事実がございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4. 議案第22号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第22号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、先ほど事件の撤回が許可されておりますので、議案としての審議はございません。

次にまいります。

日程第5. 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第23号一般職の職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。議案書8ページ、新旧対照表は4ページ、5ページになります。あわせてごらんをいただきたいと思います。

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員の時間外勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算定方法を労働基準法に準拠させるものでございます。現行の算出方法は新旧対照表のウ欄にありますとおり、勤務1時間当たりの給与額は給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とするとなっております。

ちょっとこれ、要約いたしますと、1年間の総給料額を1年間の総勤務時間で割った額というふうになっております。しかし、今の算出方法でありますと、月曜日から金曜日までの1週間の勤務時間である7時間45分に52をかけておりますので、勤務をしていない国民の祝日と年末年始の休日が含まれており、実際の総勤務時間よりも割り算の分母が大きくなっております。

労働基準法の算出方法では、これらの祝日、休日が総勤務時間から除かれているため、分母の割合が小さい実際の総勤務時間で単価が算出されております。割り算ですので、分母が大きいほど単価が低くなりますので、労働基準法に準拠して、分母の小さい実際の総勤務時間で割る方法に改めるといふものでございます。

それでは、条文を読んでいきます。

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第1条、一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年条例第68号)の一部を次のように改正する。

第18条中、「もの」の次に「から毎年4月1日から翌年3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)

となります。土曜日は初めから1週間の勤務時間外であるため、土曜日を除くと規定しております。なお、日曜日の祝日は、月曜日が振替休日となるため除きません。及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)年末年始の休日は振替休日がありませんので、両方とも除くというふうに規定をいたしております。次です。 課長発言

の日数の合計に7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)を乗じて得たものを減じたもの」を加える。

常勤の職員は、1年の計算上の総勤務時間から、先ほど申しましたように、祝日及び休日の日数に1日当たりの勤務時間である7時間45分をかけた時間を減じた実際の総勤務時間とするものでございます。なお、再任用短時間勤務職員の1日当たりの勤務時間は、その者の勤務時間割合に応じて算定すると規定するものでございます。

新旧対照表は5ページになります。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正) 第2条。職員の育児休業等に関する条例(平成29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に算出率を乗じたものに52を乗じたもの」を「第1号に掲げる額を第2号に掲げるもの」に改め、同項に次

の各号を加える。

第1号、給料の月額に12を乗じて得た額。第2号、アに掲げるものからイに掲げるものを減じて得たもの。ア、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの。イ、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に、7時間45分に算出率を乗じて得たものを乗じて得たもの。

第16条第3項の規定は、育児短時間勤務職員とその代替として採用されている任期付き短時間勤務職員の1時間当たりの給与額を定めるものでございます。再任用短時間勤務職員と同様に、1年間の計算上の総勤務時間から祝日及び休日の日数にその者の勤務時間に応じて算出された1日当たりの勤務時間を乗じた時間を減ずると規定するものでございます。

附則、この条例は令和元年7月1日から施行する。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明は終わりました。本案に対して質疑はございませんか。
山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この一般職の給与に関する条例及び職員の育休に関する条例の一部の改正の件ですが、第1条のほうで、これね、祝日法に基づくという話だったんですけど、これって、年度によって若干変わるよね、休日というのは。その場合はその都度変わっていくのかなというのがまず1点ね。特に今回、10連休みたいなのがあったから、それが1点。もう1つは、今度育休のほうですけど、これは男子も使えるものなのか、男子でも適用されている、職員全員が適用されているものなのか、その2点を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、年によって変わるのかという1問目の質問ですが、年によって変わります。毎年、4月1日から翌年の3月31日までの間の休日に基づいて算出をいたします。

今、育児休業のことですが、男性職員も育児休業をとることができますので、短時間勤務をすることが可能であるというふうに思っております。ちょっと急にいわれたので、もし間違っていたらまた訂正をさせていただきますが、そのようになっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員どうぞ。

○議員（9番 横川 清一君） 議案第21号であれ、この議案第23号であれ、各課長が管理す

るんだらうと思えますけれど、総合的に、また総務課の管理になるのではなかろうとありますが、それでよろしいのでしょうか。どこかに委託するのでしょうか。

結局ですね、改正して、実際に働く残業とか育児休暇とか、そういう時間の計算を超えないようにするべき。毎月統計するのか、年間で統計するのかわかりませんが、各課長が多分、各課の職員の勤務時間を計算するのでしょうか、出てきた数字をですね。それが勤務時間を超えない、法律を改正したのに準じたものであるかというのは、各課でして、それを総務課が全て管理するという形になるのかどうか、そこをお尋ねしているわけです。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

職員の時間外勤務命令は所属の課長が命令をいたしますので、所属課長がそういった時間を管理するということになると思います。ただ全体的に、だれがどういうふうな時間外をしたのかというのは、当然総務課も毎月、記録が上がってきますので、管理をいたしております。基本的には、所属課長が勤務命令を出しますので、所属課長が管理をするということになるかと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号一般職職員の給与に関する条例及び職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたします。

日程第6 議案第24号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第24号吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容について説明をいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。第9条の見出し中「及び廃家電収集、運搬」を削り、同条第1項中「処理及び廃家電の収集、運搬に関し」を「収集、運搬及び処分を行う場合は、」に改め、「及び廃家電収集、運搬」を削り、「手数料」の次に「（以下「手数料」という。）」を加える。第13条の見出し中「処理及び廃家電収集、運搬」を「収集、運搬及び処分」に改め、同条第1項中「処理及び廃家電の収集、運搬」を「収集、運搬及び処分」に改める。

別表2中「及び廃家電収集、運搬」を削り、同表し尿の項中「422円」を「430円」に改め、同表犬ねこの死体の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表廃家電の項を削るということにしております。

新旧対照表で説明をいたしたいと思います。お手元のNo.1、6ページをごらんください。

本条例第2条第3項において、廃家電とは、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法に定める機器で、販売業者の引き取り義務のない機器とし、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の特定家庭用機器4種の家電4品目と定義されています。この一般消費者から排出される家電4品目につきましては、特定家庭用機器再商品化法の規定によりまして、販売業者が引き取り、製造業者がリサイクルすることが義務づけられております。したがって、町においては、一般消費者から排出される廃家電については収集、運搬は行っていないため、同条第3項を削除し、第4項を第3項とするものであります。

また、第2条において、廃家電の項目を削除することに伴い、第9条の見出し、同条第1項の本文、第13条の見出し、及び同条第1項の本文、並びに別表2の表の名称につきましては、字句の加除、修正を行い、同表の廃家電の項を削るものであります。

同表のし尿の項中、422円を430円に、同表、犬・猫の死体の項中、1,080円を1,100円に改正する部分につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布により、消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日から、8%から10%へ改定されるため、消費税の課税対象となっている一般廃棄物処理手数料につきましては、手数料の改正を行うものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしていますが、ただし、別表2の改正規定中同表し尿の項中「422円」を「430円」に、同表、犬ねこの死体の項中「1,080円」を「1,100円」に改める部分につきましては、令和元年10月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。本案に対し質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この手数料にかかわる消費税の考え方が、ちょっと私も混乱していてわからないので、ちょっとお尋ねしたいんですけど、地方自治体の一般会計にかかわるものについては、たしか、消費税というのは、かけてもよいし、かけなくてもよい。つまり裁量に任されていて、それを、集めた消費税を国にあげなくてもいいですよね。そうなっていると思うんです。

ただ、今回の場合、これは委託しているのでどうなのかなと、ちょっとずっと考えていたんですね。ちょっと事前に聞きにいけばよかったですけど済みません。この町から委託された業者は、36リットルにつき、改正前だと422円、改正後だと430円になるんですけど、それを、その消費税分については、納めなくてはいけないんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） このし尿の収集手数料であります。これにつきましては、町の許可業者のほうで収集をいたします。その収集した際には、住民の方より、許可業者のほうで徴収するようになっております。その許可業者のほうで、あと消費税のほうの支払いをするということになっております。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） あとですね、10月1日から上がると言われているんですけども、もしこれが、今、いろんな議論がなされていて、もし上がらなかった場合はこれ、元に戻るんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えいたします。

消費税増税が実施されなかった場合につきましては、手数料はこの増税前の、改正前の金額に戻すための、また所要の条例改正を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） このし尿とか犬・猫の死体について、これ多分、吉富単独でない形になると思うので、これ他の市町村との協議とか、そういう連携なんか、そういうのがあるんでしょうか。そこを確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） これにつきましては、近隣の町村、豊前市、上毛町等の協議を重ねております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7. 議案第25号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案につきましては、先ほど、事件の撤回が許可されておりますので、議案として審議はいたしません。

次にまいります。

日程第8. 議案第26号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第26号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 6ページです。この水道会計の中で、消火栓設置工事負担金というのが入っているんですけど、これについて、ちょっと説明を、何も図面とか、どこでどういふのをするとかいうのが、また一切ないんで、ちょっとよくわからないから、説明とかを。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 消火栓につきましては、総務課の消防担当のほうから上下水道企業のほうにお願いをしておりますので、御説明をさせていただきます。

2基分を予算計上いたしております。それとあと、修繕分ですね。修繕分を計上いたしております。場所は、どこというのは今、決まっております。水利が必要であるというのが毎年数カ

所出ますので、そのために、事前に予算を計上しておくというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第26号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第27号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第27号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算第1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、6ページ、給与費明細書7ページ、8ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第27号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。議案書14ページをお願いいたします。

議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任について。本町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字小犬丸529番地4。氏名、西川保、昭和24年1月5日生まれ。理由、令和元年6月23日をもって、3年間の任期が満了する西川保氏を再選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めます。

西川さんは、御存じのとおり、中津市役所を退職後、行政書士として御活躍されており、すぐれた識見と豊かな経験を有しております。本町固定資産評価審査委員会委員には、平成19年6月24日に就任以来、4期12年間御活躍をいただいております。本町固定資産評価審査委員会委員の適任者であると思っております。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めます。本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第11. 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（是石 利彦君） 次に報告案件、日程第11、報告第4号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成30年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告いたします。その内容につきましては、議案書16ページをごらんください。

まず、2款総務費1項総務管理費防災行政無線設備（同報系）更新事業で、翌年度繰越額は7,800万円でございます。これは防災行政無線（同報系）の屋外スピーカー等のデジタル化のための更新費用として、昨年9月議会に予算計上をしたもので、平成30年度から2年度にまたがる契約を締結しておりまして、その事業費の全額を翌年度に繰り越したものでございます。

実際の契約額は管理業務を含めまして6,976万8,000円でございますが、今後の増工の可能性等を見込みまして繰越明許費として計上した額は7,905万9,000円でございますが、支出の必要のなくなりました設計意図伝達業務分105万9,000円分を除く7,800万円を令和元年度に繰り越したものでございます。その財源内訳ですが、地方債として緊急防災減災事業債が7,740万円、一般財源が60万円となっております。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、狹隘道路整備促進事業で、翌年度繰越額2,000万円でございます。これは前年度予算計上しておりました狹隘道路整備促進事業のうち、ちょうど吉富小学校線ほか2路線の道路拡幅事業につきまして、地権者との用地交渉等に時間を要したことから、工期がずれ込んだため、当該事業に要する工事費の全額を翌年度に繰り越したものでございます。その財源内訳は、国庫支出金として社会資本整備総合交付金が725万円、地方債として、公共事業等債が650万円、一般財源は625万円でございます。

以上で、報告説明を終わります。

日程第12. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（是石 利彦君） 日程第12、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号経営状況の報告についてでございます。

平成30年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3第2項の規定により報告いたします。

それでは、お手元の事業報告書の1ページをお開きください。

平成30年度事業報告書。1、事業の概要、2、事業の実施状況ですが、平成30年度は公有地の取得及び売却についてはございませんでした。3、理事会の議決事項でございますが、平成30年5月22日と平成31年3月25日の2回開催いたしております。議決事項は記載のとおりでございます。

では2ページをお開きください。

4、役職員についてです。平成31年3月31日現在の役職員でございます。

3ページをお願いします。

5、監査ですが、監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページをお開きください。

5ページにわたりまして、6、平成30年度月別資金状況で、資金の収支状況の月別の報告でございます。前年度からの繰越額は630万3,305円でした。4月に支出で一般管理費5万円、これは法人町民税でございます。7月は収入で500円、これは定期預金の利息でございます。同じく、8月に収入で31円。普通預金の利息でございます。1月に支出で一般管理費1万5,894円、これは理事の是木輝義さんが亡くなられた際の香典代1万円、及び電報代2,570円、それと未払い分であった報酬3,000円とその振込み手数料324円もろもろの合計額でございます。2月に収入で31円、これは定期預金の利息でございます。3月は支出で一般管理費2万7,000円、これは是木さんを除いた役員の報酬でございます。

以上、前年度からの繰越額630万3,305円に収入の562円を加えた収入計が630万3,867円となり、支出の計、9万2,894円を差し引き、3月末の資金残高は621万973円となっております。

では、6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳でございます。

先ほど申し上げたとおりでございます。合計9万2,894円を支出しております。

8ページをお開きください。9ページにわたりまして、7、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下、収入の部の合計といたしまして、予算現額630万9,000円に対しまして、収入済額は630万3,867円で、予算現額と収入済額との比較では5,133円の不足でございます。

10ページをお開きください。11ページにわたりまして、予算決算対照表の支出の部でございます。

11ページの一番下、支出の部の合計といたしましては、予算現額が630万9,000円に対し、支出済額は9万2,894円でございます。不用額は621万6,106円となっております。

12ページをお開きください。8、損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費で9万2,894円を支出しています。収入は平成17年度から町助成金を全額廃止しておりますので、4の事業外収益の受取利息562円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額9万2,332円が当期純損失となります。

13ページは9番、貸借対照表で、平成31年3月31日現在の状況でございます。資産の部は現金及び預金のみで1,121万973円となっております。負債の部はございません。

資本の部でございますが、基本財産が500万円であります。準備金は前期繰越準備金が630万3,305円ありましたが、当期は9万2,332円の損失ということで、準備金合計が621万973円となっております。資本合計は資本金と準備金の合計1,121万973円でございます。負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,121万973円でございます。

14ページをお開きください。

10キャッシュフロー計算書でございます。

平成30年度の現金収支の状況を示しております。支出合計9万2,894円に対し収入562円で4の現金及び現金同等物減少額が9万2,332円となっております。期首の現金は630万3,305円ありましたが、期末の現金は621万973円となります。

15ページですが、11の公有用地明細書で、公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金・預金と定期預金のみの合計1,121万973円となっております。

次の16ページは13監査意見書でございます。

17ページは14平成30年度分利益金処分計算書でございます。前期繰越準備金は630万3,305円ありましたが、当期純損失が9万2,332円ありましたので、当年度未処分利益金は621万973円となります。処分量も同額の621万973円でございます。これは次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上、平成30年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、報告説明を終わります。

ここで追加日程第3、第4に入ります前に、事務局に変更後の議事日程表、議案書等の配布及び予算書と付託明細などを配付いたさせます。しばらくお待ちください。（議案書等配付）

届きましたでしょうか。御確認いただきます。

続きまして、本日追加提案のありました追加日程第3、議案第29号工事請負契約の締結について（令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事）、追加日程第4、議案第30号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。太田書記。

○書記（太田 恵介君） 議案第29号工事請負契約の締結について（令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事）、議案第30号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、契約案件1件、予算案件1件の計2案件について追加提案し、御審議をお願いするものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第29号は、工事請負契約の締結についてであります。

令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事について、令和元年6月4日に入札会を行い、岡本土木株式会社が落札し、契約相手予定者に決定をいたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第30号は、令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億6,801万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億2,644万6,000円とするものでございます。追加日程第2で、議案第25号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についての撤回の許可をいただきましたので、改めて、特別職の職員の給料改定に伴う増額補正分を削除した令和元年度吉富町一般会計補正予算（第2号）を追加提案させていただくものでございます。

以上、提出議案については、行政運営上、とても重要なものでございます。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

追加日程第3、議案第29号工事請負契約の締結について（令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、本日追加提案させていただきました議案第29号について御説明申し上げます。

議案第29号、1ページ並びに追加資料として、No.2を御参照お願いいたします。

令和元年6月4日に令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事の入札を実施した結果、落札者が決定し、請負契約を締結することについて、議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和39年条例第93号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事、工事場所、吉富町大字小祝地先、契約の方法、指名競争入札、請負契約金額、9,350万円、うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額850万円でございます。

なお、資料No.2の入札結果調書の入札金額は税抜き金額となっております。契約の相手方は福岡県北九州市小倉北区貴船町9番13号、岡本土木株式会社代表取締役社長、片岡敏彦でございます。工期は議会の議決があった旨を通知した翌日から令和2年3月23日まででございます。

資料No.2の入札結果調書をごらんください。

指名業者10社のうち、6社が辞退し4社で入札を実施いたしました。入札書比較価格、予定価格でございますが、1億6,504万4,000円に対し、入札額8,500万円、落札率は51.5%でございます。お手元の資料No.2の2枚目に平面図を添付しております。御参照ください。工事の規模としましては単独航路、延長L640メートル、浚渫土量が6万6,100立米でございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この工事請負、浚渫に関してはこれ、ずうっと議会のほうで言っていたわけですが、これ3月に当初予算の審議をし、それで採決され、4月1日から予算は執行されていると思うんですが、なぜこの時期まで入札がずれ込んだのか、遅くなったのか、その説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 当初予算に浚渫工事について予算を上程し御議決いただきました。その後、県へ補助金の交付申請を実施いたしました。内示が4月25日だったと思いますが、内示を受け、それを受けて、あくまで工事の発注ということになるのですが、ちょうど、その際に町長町議選がございました。その後を受けて設計、それから決済、あるいは指名業者の選定がございました関係で、この時期に追加提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これ仮に、随契とかではできなかったんですかね。これ、かなり急ぐものでしたよね。今回はどちらにしても、以前では本来もらえるべきだった災害補助金とい

うのは使えない。一般補助でしか、今回できないわけですよ。随契でもできたんじゃないかと
思って、わからないんでね。随契ではできなかったのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 予定価格は1億6,500万円を超えている工事でございます。
基本的な工事につきましては、一般競争入札または指名競争入札、随意契約については自治法で
も定められておりますので、指名競争入札で実施をいたした次第でございます。

以上です。（「できなかったのか。できないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） できません。以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、51.5%という非常に低い落札率でびっくりしています。
工事の内容も工事の中身も心配になるんですけど、それとあわせて、業者としては利潤を上げな
いといけないので、働く労働者の皆さんにそのしわ寄せがいくんじゃないかということも懸念さ
れます。こういったものを、心配をなくすものの1つに最低制限価格があつて、私それをずっと
言ってきたんですけど、今後、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 最低制限価格につきましては、花畑町長から導入に向けて準備をし
ろという指示を受けておりますので、今、全庁を挙げて準備に取りかかっているところでござい
ます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 1つ確認ですけれど、資料No.2の入札結果調書には、備考欄に
8%ということも書いておりますが、実際は10%になっております。これは多分、長期の工事
になるので10月に向けての措置だと思うんですけど、そここのところの確認の答弁をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 横川議員がおっしゃるとおり、10月消費税増税が予定されて
おります。現在は8%ということで、先ほど説明しましたように、工期については令和2年の
3月23日までということで、完了検査または引き渡しは10月以降になるということで、入札
業者には10%での契約になるというふうには、入札の際には申し伝えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） もう1点だけ確認させてください。補助率、もう一度だけ、ちょっと説明をください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 補助率につきましては2分の1でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 長年ずっと言ってきました最低制限価格の設定への方向性が示されたこと、この今回の入札結果については幾つか懸念もありますし、それから、消費税導入がまだなされていないにもかかわらず、それを先取りしているという点など、問題点ありますけれども、そういう最低制限価格の設定の見通しが立ったということはとても嬉しいことだと思います。賛成いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号工事請負契約の締結について（令和元年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港単独航路維持浚渫工事）は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第 4、議案第 30 号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。ページを追っての質疑を行います。

補正予算書 1 ページ。歳入 2 ページ。歳出 3 ページ、4 ページ。

次に、5 ページ、第 2 表地方債補正。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） この起債について、内容の説明をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

第 2 表地方債補正の 1、追加でございます。

まず、公営住宅建設事業債として、1,110 万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これは町営住宅幸子団地の改修事業の財源としまして、事業費から国の補助金を差し引いた町負担分を起債するものでございます。町営の幸子団地のこの事業費なんです、事業費 1,838 万 1,000 円のうち、720 万円を交付金、そして今言いました 1,110 万円を起債で賄う予定としております。

次に、地方道路等整備事業債として、920 万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これは県道景観整備事業負担金として、町が県に負担する 1,025 万円のうち 920 万円について起債を予定するものでございます。

次に、地域活性化事業債として、780 万円の限度額で予算計上をいたしております。これは吉富町ふるさとセンタートイレ改修工事の財源として、事業費 870 万円のうち 780 万円について起債をするものでございます。

4 つ目、一般補助施設整備等事業債として、1,400 万円の限度額で予算計上をしております。これにつきましては 2 つの事業を予定しておりまして、まず一つが、農業水利施設保全対策事業負担金、排水機場の改修でございます。この国庫補助対象分として、負担額の総額 3,550 万円のうち 950 万円を起債するものでございます。もう一つは、地方創生推進交付金事業のハード事業分の財源として、事業費 1,000 万円のうち 450 万円を起債するものでございます。この合計金額となっておりますのでございます。

最後に、一般単独事業債として、1,860 万円の限度額で予算計上をいたしております。これにつきましては、先ほどもありました農業水利施設保全対策事業負担金、排水機場の改修ですが、その単独事業分として 1,860 万円を起債するものでございます。

続きまして、2、変更でございます。公共事業等債につきまして、補正前の限度額8,460万円を720万円増額いたしまして9,180万円とするものでございます。これにつきましては狭隘道路整備分として、事業費1,615万円のうち720万円を起債するというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今説明していただいたんですけども、その中で償還に当たって交付税措置されるものがありますか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。順番に行きたいと思います。

最初の公営住宅建設事業債、これにつきましては家賃収入があるということで、それが元利償還金の財源として充当されるという考えから、交付税措置はございません。

2番目の地方道路等整備事業債、これにつきましても交付税措置はございません。

3番目でございます。地域活性化事業債につきましては、これは元利償還金の30%が交付税措置されるものでございます。

それから、4番目の一般補助施設整備等事業債でございますが、これにつきましては2つの事業からなっているという説明をいたしました。まず最初の農業水利施設保全対策事業債分につきましては、その20%が交付税措置で算入されます。

もう一つの地方創生推進交付金については、30%の交付税措置があるものでございます。

最後の一般単独事業債につきましては、交付税措置はございません。

次に、変更の分にあります公共事業等債、これにつきましては町負担分のうちの40%が財源対策債として認められまして、その分の元利償還金の50%が交付税措置されるというふうになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、事項別明細書、総括、歳入6ページ。

同じく、総括、歳出7ページ。

次に、歳入8ページ、9ページ、10ページ。（「歳入で聞いていいですか」と呼ぶ者あり）

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ずうっと今、8ページ、9ページ、10ページで行ったけれど、8から行っていいですか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○議員（5番 山本 定生君） 8ページで地方創生推進交付金の説明、これは残る交付期間というの、どのくらいの予定になっているのかわかりますか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 説明いたします。

この地方創生推進交付金の1,500万円ありますが、今現在、町が取り組んでいます女子集客のまちづくり推進事業につきましては、この交付金を充てておるものでございます。

今回1,500万円という金額が挙がっているのは、これは企画財政課のほうで事業を今回計上した分の事業費が3,000万円あるわけですが、その2分の1として歳入のほうで挙がっているわけでございます。今この取り組んでおります女子集客のまちづくり推進事業につきましては、来年度までの予定で内閣府のほうに交付申請をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。（「もう一ついいですか、議長」と呼ぶ者あり）
山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） その上がってごめんなさい。土木費補助金の社会資本整備総合交付金の中で今回、ブロック塀ちゅう補助金が出ているんですが、このブロック塀補助金、この総合交付金の分はブロック塀でないとだめなのか。どういうものが対象になるのか。例えば、石積みみたいなものでもいいのか、小学校の周りの天仲寺側ああいうところにも使えるような交付金なのか、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回のブロック塀にかかわる社会資本整備交付金につきましては、危険ブロック、いわゆる建築基準法上に沿ったものでない——例えば、鉄筋が入っていない、それから現状ひび割れがある、傾きがある、そういったものを対象としているものでございますので、石垣等についてはこの中には含まれておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですね。歳入全般について御質疑……（発言する者あり）まだあった。9ページ、どうぞ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 17款の繰入金、財政調整基金ですが、これは今現時点でどういう見通しなのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この財政調整基金を繰り入れまして、今回の補正予算の歳入不足を補うものでございます。現

在この状況によりまして今回、1億1,898万5,000円を繰り入れるものでございます。当初、一般会計の当初予算の場合にも同じく繰り入れを行っておりました。その金額が当初予算のときに1億1,130万円を当初予算で繰り入れるようにし、今回さらに1億1,898万5,000円を繰り入れて合計にしまして2億3,028万5,000円になろうかと思いますが、繰り入れるということで予算が成立しているわけでございますが、見通しとしましては、これはあくまでも全ての予算を組むための財源でございまして、今から実際に執行するに当たっての入札等による落札率、いろいろ事業の見直し等もあるかと思しますので、この金額からぐっと絞られてくるかと思えます。

それとあと、これはまだ確定ではないんですが、平成30年度分の決算の剰余金のほうで決算積み立てということで、この財政調整基金のほうに積み立てを予定しておりますので、それが今の見通しですと昨年度より——昨年が1億1,000万円を基金で積んだんですが、それ以上の額が組めそうな見込みでございまして、大きくこの財政調整基金が減るということはないというふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 9ページなんですけれども、先ほどのブロック塀の補助金の件ですが、石積みの場合だめということだったんですけれども、この「ブロック塀等」というのがあるんですけれども、ブロック塀のほかにはどんなものが対象になるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

通常しているコンクリートブロックまたは想定しておりますのは、例えば、れんが等もその分に含まれているというふうには把握しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 10ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出11ページから。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 財産管理費のところの一番最後の工事請負費、庁舎改修工事費、この説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

庁舎改修工事費 984万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、この議場の照明のLED化、第1会議室の改修、この2つに726万円。3つ目といたしまして、庁舎西側窓の遮熱工事です。場所は、第1会議室前の大きなガラス、新しく増築した庁舎の階段部分、1階の産業建設課の西側窓、2階の総務課の西側窓、3階の研修室の西側窓の遮熱工事、これが258万6,000円、合計の984万6,000円を計上いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第1会議室の改修というんですけれど、どのような改修をするのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 第1会議室は反響音がかなりしております。まず、その反響音をなくしたいということで、壁の全面的な改修をしたいと思っております。それと電灯もLEDに変更したりいたします。

それとあと一つ、床なんですけれども、今、床はタイル張りみたいになっているんですが、それをカーペットにしたいというふうに考えております。ちょっと見た目が汚いというようになっていますけれども、会議に耐えられるような部屋に改修をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 12ページ。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 12ページ、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の18節備品購入費400万円、これはどのような使用目的で買うのかということと、買わないといけない理由も重ねてお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

備品購入費400万円、これは公用車購入費ということで、町長の公用車を購入するものでございます。現在、町長の公用車はございません。職員が使用している公用車を町長が使用しているという状況でございますので、町長専用の公用車を購入したいと思っております。やはり職員が使っている公用車でありますので町長が乗る場合、いつもワンボックスのノアかもしくは普通乗用車のノートでしているんですけれども、もう職員が使っていると、予約を入れているということがございますので、やはり専用の町長公用車が必要であるというふうに判断をいたしまして今回、予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） そうなると、それに伴う運転手、どういう感じになるんですか。
例えば、担当課の会議に出るときにはその担当課の課長が運転するのか、別に専用の運転手を雇用するのか、お答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現在はそれぞれの目的の担当課が運転、おっしゃるとおり、課長とかが運転して行っておりますが、今後それについてはちょっと検討する必要があるというふうに考えております。今現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。3回目です。

○議員（6番 太田 文則君） その運転手をどうするかということに対しての検討ですか。例えば、豊前の清掃組合の会議がありますよといったときに担当課の課長が運転していくのか、別途その専用の運転手を雇用するのかということでの検討なんですか。その2点のどちらかを検討しているわけですか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりでございます。運転手を雇用するかということも含めて検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 同じところを質問いたします。何か今、鋭い同僚議員の御質問の後でざっくりした質問になってしまいますが、この車を買われるということは、前姿勢までのやり方では大変な不便を——町長が動くときに職員がほかに使っていたりとか、この12年間は公用車を我が町は持っていなかったわけですけれども、町長が。そのことで非常に町長が執務をされるに当たって、担当課としては多大な不便を感じていたということでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） やはり普通車が出ているときは軽で行ったり、ときには軽トラックで行ったりしたことの経験もございます。やはり町長専用の公用車は必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 町長が乗るからには、それなりの安全性もある、またちょっとゆったりしたような車ではなかろうかと思うんですが、どういう車種を、どういう型を選ばれるんですか。車種として。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ワンボックスカーを今のところ考えております。それも町長のほうからは「中古でもいいんじゃないか」というような形で指示を受けておりますので、そういったものを購入する予定にしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、同僚議員の質問を聞いていたんですけど、車種はワンボックスであるということで、今まで町には教務課に1台あるぐらいですかね、何か人を乗せるようなやつが。そういうのでは困るので、なるべくお客さんとか一緒に乗れたりとかするためにもワンボックスがあつていいのかなあと僕は以前から思っているんですが、よそのまちに行くと大体1台はありますよね、そういうのが。

仮に今、ワンボックスという話が出ました。先ほど町長専用車と言われました。それは、ほかの公務と重なったりするからというような説明を受けました。ということは逆に言うと、町長専用車であれば町長が使わないときは、これはあくものになるわけですよ。この使わないということであれば。例えば、週末とかに職員が家族サービスとして使えるようなものにできないのかとか……。 （笑声）

これは笑う人もいるかもしれませんが、今から働き方改革とか、あと福利厚生、これは大手の企業では結構あるんですよ、社用車を一般に貸し出すというのは。他の自治体ではキャンピングカーを持っていて、それを週末に貸し出すというところもあります。そういうことも検討してもらえれば、これは働き方改革であり、職員たちの意識向上、特に今から若い世代をどんどん町で活用していく上で——若い方はどうしても大きな車は買いつらいと、経済的にも。家族で子供を入れて3人か4人、じいちゃん、ばあちゃんを入れて6人、7人でどこかへ行こうと思っても普通車では乗れないわけですよ。

こういうときにいつも貸し出すわけにいかない、公用が大前提です。休みの日にはこういうこともできるよということを検討する余地はないか、そういうことも考えてもらえないかということをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。企画課長、これは使えないですか。

○議長（是石 利彦君） 誰に聞きたいの。（発言する者あり）総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 公用車は、あくまでも公用のために使う車でございますので、検討をする考えはございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど町長の専用公用車ということだったんですけど、今の同

僚議員の質問とちょっと似ているかなあと。町長が必要じゃないときに町の公用でほかの課が使うとか、そういったことはできるんですか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のところはもう町長専用車というふうに考えております。ワンボックスカーは実はもう一つ、ノアという車を1台、総務課で持っております。それについては、これも公用車でございますので公用のためにしか使えないんですけれども、それを使っていただくと、公用です。あくまでも公用でそれを使っていただくということを考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほど僕が聞いたやつは、あくまでも今の町としての考えで、今までの町の流れでしょう。町長、今後こういうことも検討の一つに入れてもらえませんか。どうでしょうか、町長の考えを聞かせて下さい。

○議長（是石 利彦君） いきなりやね。町長。

○町長（花畑 明君） 今、山本議員からの御提案なんですけれども、ちょっと振り向いて「いいんじゃないですか」ちゅうたら「できない」というふうに言われているんですけれども、その分をノアのほうで……（発言する者あり）それもできないちゅうことなんですけれども、社会福祉協議会とかでお年寄りの方が集まったりするときに、ちょっとした車が欲しいときもあるみたいなんですよね。そういうふうに使えたらいいなああと心では思っています。また、ちょっとお時間をいただいて——時代もどんどん変わっていますから、そういう意見もあるのではなかろうかと思っています。公用車で近隣。

近隣の市町の町長さんやら市長さんに聞くと、公用車を中古で買うなんていうのはあり得ないよというようなことも言われたんですけれども、それもやっぱり時代の流れで、ありだと思っていますし、会議等で行ったときに例えば豊前市あたりへ行くときに担当課の職員が載せていってくれるんですけれども——自分で行ったほうが早いなあと思うときもあるんですけれども、乗せていってくれても帰るんですね、一旦。なぜならば職員数が少ないので、慌てて帰ってその時間は仕事もしなくちゃいけない。そして、終わるころを見はからってといたしますけれども、終わるのがわからないんです、流動的で。終わったときに私が連絡をします。そこから来られるんですね。僕はもう皆さんが帰った後、じいっと外で待っているんですけれども、それも時間もったいないなあというのがあります。

もう一つは、県とか、今までは電車で行かれていたみたいなんですけれども、福岡県だけでなく、いろいろ九州管内、今度、熊本でもありますし、そういったときにやっぱりそういう車があったほうが県はもちろん、がんがん行って——県でもいろんな部署で分かれていますから、そう

いうところにやっぱりスピーディーに赴いているいろんな御相談を申し上げるというのもございますので、費用対効果は十分にあるのではなかろうかというふうに考えています。だから、ちょっと時間をいただいて——いろんな規約がありますので、それもまた変えていかなくちやいけないので、お時間をいただいてよりよい使用方法になればと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 済みません。15目のまち・ひと・しごと創生事業費、また今回もずうっと挙がっているんですが、ここについて大まかな説明をちょっと求めたいんですが。今回どういうことを主体にやっていくのか、どういう流れなのか。細かい項目でなくていいので、大体これは全部セットになっていると思うんで、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この15目で創生事業の関係の予算を挙げさせていただいております。最初にあります報酬、それから旅費、需用費のところにつきましては今、まち・ひと・しごとの総合戦略の期間が今年度で終了します。国のほうから、第2期の総合戦略を策定するというふうに言われておるわけでございます。その関係で今あります有識者会議の回数をふやす関係で報酬、それから委員さんの出張旅費、それから食糧費、これは会議のお茶代になるんですが、そういったところを計上させていただいております。

それと13節の委託料の2番目、総合戦略策定支援業務委託料、この500万円が今言いました第2期の総合戦略を立てなければならないので、その分の専門的な知識を有するコンサルのほうに委託をと考えていますので、その予算を計上させていただいているところでございます。

同じく、13節の一番最初にあります地方創生の広告作成業務委託料50万円につきましては、大変好評をいただいています——こういったこれなんです、このデータ等がまたちょっと古くなってきておりますので、そういった部分を新しい情報に入れかえたところでもう部数もなくなってきましたので、また印刷をしたいということで組まさせていただいております。

それからあと、13節のまちづくり会社設立準備の業務の委託料から19節に2つ、24節の一つ、この合計が先ほど言いました事業費の3,000万円になるわけでございます。これの2分の1が、先ほどの国からの交付金として1,500万円が挙がっているわけでございます。

ちょっと簡単な説明で申しわけないんですが、この13節のまちづくり会社の設立準備業務委託料なんです、これにつきましては平成30年度にまちづくり会社を立ち上げるというようなことで準備はしとったわけなんでございますが、結局まちづくり会社の核となる社長の人選に大

変苦慮いたしまして、結局、まちづくり会社は立ち上がらなかったということが30年度ではありました。

今年度それを踏まえまして、こういったまちづくり会社の設立の準備をというようなことで専門のコンサルといいますか、リクルートを専門にやってくれるような業者もございまして、そういったところの民間の業者にアドバイスやネットワークやら、広告媒体等そういったところを活用しまして最善の方法で、こういったまちづくり会社の核となる人材を探していきたいなというようなことで挙がっている金額が、この13節の500万円でございます。

次に、19節の負担金及び交付金で挙がっているところの最初、女子集客のまちづくり・空き家活用事業推進の補助金でございますが、実はこれにつきましても平成30年度にも同じように予算は計上させていただいておったところではございますが、やはりまちづくり会社が立ち上がらなかったというようなことで、その分が執行できておりません。

今回、まちづくり会社を立ち上げるという計画のもとに同じく、まちづくり会社に対象の計画区域内にある空き家を活用して、おしゃれな店舗にリノベーションしていく、そういった事業をやるのに対して、町のほうからまちづくり会社に助成するというようなことでの補助金をここに用意しているわけでございます。

その下、女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金でございますが、これにつきましては、まちづくり会社にというようなことでの限定しているものではございません。こういったまちづくりに特化したところでいろいろ知恵を出していただくとか、活動していただくような、そういった団体に補助が出せるような制度設計を今からつくり上げて補助を出せるようにしたいなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、今年度につきましては、まちづくり会社の設立ということが絶対条件でありますので、そういったまちづくり会社が立ち上がった後に軌道に乗るまでの必要経費が生じることもございますので、こういったところ、まちづくり会社に助成金として活動していただきたいなというようなことで計上した金額でございます。

最後の24節なんですけど、これはまちづくり会社の出資金として1,000万円、これも30年度に挙がっておったものでございます。このまちづくり会社については当然ながら、立ち上がったときには設立の元手となる収益等があるわけではございませんので、また町事業の一環として会社を立ち上げて設立するものでございますので、町が資本金を出資するというようなことで考えておるところでございます。こういった内容につきましては、内閣府のほうに申請を行い、承認はいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは以前からずうっとやっていて結局、立ち上げたいと言いな
がらも、する人がいないで立ち上がらないままずうっとずると来ているような感じなんです
けれど、いまだにこれは見えないんですよ。何が主体で何が目的なのか、全部委託なので全て丸
投げなので、町の中で何の議論もないまま僕たちは全くわからんのですよ。その社長を探す探す
と言いながらも、どんな人がいいのかもわからんままずうっと来て、結局いまだに人がいないと
いうことで。

これはまた改めて、どういう方向に向かおうとしているのかというのが、また説明を皆さんに
してもらえますかね。そうせんと、本当にいまだに見えんき議論のしようがないんですよ、これ。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そのことにつきましては、企画財政課長、総務課長とお話をしまして、
吉富町出身のそういう企画を発信をされている方がおられまして、その方に打診をしました。そ
の方とお会いをさせてもらって、このままではだめですねということで前向きに考えさせてくだ
さいということで、先日帰られたところであります。

その方はテレビとか雑誌とかにもたびたび登場されて、東京ガールズコレクションであったり
とか、ああいうのも企画されている方でございますので、女子集客のまちづくりにはちょうど適
している方ではないかと思っておりますので——まだお若いし、ぜひその方のお力添えもかりたいし、
もしそうでなくてもアドバイス等いただきながら、企画等々お話をしながら進めていきたいなど
は思っております。契約期間があと1年、この事業はあと1年でありますので、それまでに何ら
かの形として皆さんに御報告できるものと確信しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ12ページの企画費のところの町勢要覧、これは大体、何年
に一遍つくられるんでしょうか。ということが一つと、その下の巡回バス運行委託料の説明をお
願いします。増額の説明。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、先に町勢要覧作成委託料について御説明いたします。

町勢要覧、今現在——これが町勢要覧でございますが、作成して3年が経過いたしました。

今回、内容的にはかなり変更を要する箇所が多々ございます。町長もかわっていますし、議会
の構成もかわってございます。あと、いろいろな事業にも変更が出ておりますので、この段階で
新しく町勢要覧を作成し直したいなということで予算計上をさせていただいたところでございま
す。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、町内巡回バス運行委託料について御説明をいたします。

町内巡回バスの始発は現在、界木となっております。これをＪＲ吉富駅を始発とするため、増額補正をするものであります。現在のダイヤは変更いたしません。ＪＲ吉富駅を始発として昭和・喜之道クリニックを経由し、現在の始発である界木に向かうものでございます。時間にして５分、距離にして１．４キロの延長でございます。これを１０月１日から実施したいというふうを考えております。

この変更のきっかけなんですけれども、田辺三菱製薬工場内にある関連会社からの要望がございました。その要望を受け、検討していましたが、駅を始発にすることは利便性の向上につながるというふうに判断いたしまして今回、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（７番 梅津 義信君） ２節ほど戻ってしまうんですけれども、１８節の先ほどの公用車購入の件について伺います。

先ほど町長答弁の中で、今後は各地へ迅速に出向いてするので、充分費用対効果はあるとおっしゃられました。そうなれば運転手等が必要になると思います。思いで結構です。運転手は町内在住者を充てようと考えていますか、公募はどのようにしたいと思っておりますか。もし、現段階でお考えがあればお知らせください。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そのことにつきましては、担当課とは今相談中なんですありますが、私の今現在の思いは、吉富在住の方をぜひ雇用したいと。ところが、毎日あるわけじゃないんです。ですから、用事のあるときのみのお仕事として、果たしてそういう方がおられるかどうか懸案事項です。

それと短期というか、短時間の場合もある、長時間の場合もある、泊まりの場合もあると。こういうところも踏まえた中で、ちょっとお時間をいただいて、また皆さんに御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） １３ページ、１４ページ、１５ページ、１６ページ。（「１５ページ」と呼ぶ者あり）１５ページ。山本議員。

○議員（５番 山本 定生君） 幼保一体化施設こどもの森の、この下水道排水設備改修工事の御説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今吉地区に町の公共下水道の本管が通ったということで平成30年度に調査設計委託料をいただきまして、去年の事業で調査設計が完了しております。その分の今回、本管、吉富こどもの森保育園のトイレ水回りの下水道接続工事に係る費用で今回、計上させていただいております。

以上です。（「同じく15ページ、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 次の衛生費の中で予防費、予防接種事務委託料、この事務の委託と、これはどういうものを委託というのかちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

この分の予防接種委託料につきましては、風疹抗体検査の予防接種の委託です。昭和37年から54年までの男子の方の抗体が定例化されていないということで、今年度から3年間で抗体の検査、そして抗体の少ない方については予防接種を受けるということです。

今年度につきましては、先行といたしまして昭和47年から54年までの男子の方が必ず今年度中にしなければならないということで国・県からの指示をいただいておりますので、その方たち——町内、今のところ計算しますと約300人程度が抗体検査の必要があり、そのうち予防接種が約60人程度ではないかというふうに想定しておりますので、その分の費用を今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ということは、これはもう病院に委託になるのかな。どこに委託になるんですか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 予定といたしましては、医師会等を考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ここで言います。「議長」と発声をお願いいたします、手を挙げる時は。そういうことです。（「はい」と呼ぶ者あり）

16ページ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 済みません、どうも。初めて言わせていただきます。

今回16ページの農地費の中で、農業水利施設保全対策費用の前回、全員協議会でも御説明いただいたのですが、ちょっと大きい資料がないので、詳細説明をお願いします。

それと例えば、工事費とか事業費とか事業内容とか、わかればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

今回、補正計上しております3,500万円、これにつきましては土地改良施設であります、山国川から取水する農業水利用の用水施設でございます。これにつきましては総事業費が1億4,200万円、これにつきましては農業水利施設の保全対策事業を県営事業で実施いたします。その町の負担金として25%、したがって、町の負担金額が3,500万円となるものでございます。——失礼しました。3,550万円でございます。

事業の内容につきましては、山国川から取水する第1揚水機場、それから第1用水機場から取水したものを、両地区のホタル公園のところに第2揚水機場というのがございます。

第2揚水機場につきましては、佐井川から西地区の豊前市との境まで送水する施設でございます。その両用水施設のうち、ポンプの整備、それから附属設備であります真空ポンプであるとか、その他、経年劣化による整備を必要とするもの、それから機械・電気設備につきましては、高圧受電盤、変圧器の交換、それから第1揚水機場と第2揚水機場につきましては、電話回線により操作をするためにテレメーターシステムの改修が主な内容でございます。これは今年度、それと令和2年度にも実施する予定でございますが、来年度については開渠、水路の補修を今検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 16ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 商工費の商工振興費で、職員手当の中で時間外勤務手当の85万円ちゅうのがあるんですが、その85万円の説明を。先ほどの条例で行くと、何かこれすごい額だなと思うんで、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 担当は誰ですか。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回、消費税の増税に伴う国の事業として、プレミアム商品券の発行をいたすところでございます。これについて産業建設課のほうで事務をとるわけでございますが、算出の根拠でございますけれども、7月から3カ月を38日分、407時間ということで予定しております。これは当然、1人の職員でするわけではございません。産業建設課職員が割り振って作業をいたしますので、このたびの月45時間を超えるようなことにはならないというふうに思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） ちょっとお待ちください。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ただいまの山本議員の質問は今、総務課長が説明したとおりに加えて、プレミアム商品券を購入できない、例えば御夫婦でお勤めの方もいらっしゃいます。そ

ういった方々へは郵便局での販売を基本とはしておりますが、休みの日、例えば土曜日であるとか日曜日に販売の機会を設けようかというふうに今検討しているところでございます。そういった分も含めての時間外勤務手当として計上をさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 林業振興費のところの備品購入費が挙がっているんですけども、これは何を買われるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 林業振興費の備品購入費25万1,000円でございます。これにつきましては、森林環境譲与税を活用しまして今現在、検討しておりますのは小学校の棚が学校のほうから希望があるように聞いております。

また、棚の製作の金額にもよりますが、公園にも木製のベンチを置きたいなというふうに思っておりますが、優先するべきは学校のほうから要望があります棚を設置したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さっき時間外手当のときにプレミアム商品券の件で説明があったので、これを聞いたかったんですけど。

この商品券の換金のやつですけど、これは郵便局に委託して今回何とかいう話やったんやけれど、この場合、今、郵便局は民営化されて民間ですよ。個人情報とかの問題とかは、それは問題ないんですか。たしか今回支給する相手は低所得者とか何か、ある程度限られた方になっていきますよね。その個人情報の取り扱いはどうなっているのかということと、民間である以上、手数料というのが発生しないのかなという意味で、一応その辺について説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 商品券の販売につきましては、国のほうから郵便局、ゆうちょ銀行、また郵政のほうには、それに協力するよという指示を受けていることによりまして、町としても協力をお願いした次第でございます。当然、個人情報というのは厳格に守られるということでございますし、町も当然そのような取り扱いをやってくれということは申し伝えております。

また、手数料につきましても現在、正式に契約等はしてございませんが、内諾をいただいております中で、1件当たり数十円ということでは聞いております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

17ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 道路橋梁費で、公有財産購入費で町道用地買収費というのが挙がっているんですが、この273万9,000円という金額が端数なので、ある程度決まっていると思うんですが、これは不動産鑑定が入ってするような額なんでしょうか。それとも、以前の町の取り決めである1万5,000円とかいろいろあったあれでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この用地買収費の単価につきましては、町議会の承認を受けていただいた単価、宅地については坪2万円、農地については1万5,000円という単価で算出しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この道路新設改良費に関連して、ちょっと聞いていいのかわかりませんが、広津交差点の改修工事の見通しというのを聞いてもよろしいですか。もしかできましたら。道路新設改良費に関連して、できましたらお願いします。

できなかつたらいいです。

○議長（是石 利彦君） 県の事業です。答えられる。（「見通しだけでも」と呼ぶ者あり）見通しだけでも。町長、お願いします。

○町長（花畑 明君） これは非公式なんですけれども、1週間ほど前に県の整備事務所の所長以下、数名の担当者が庁舎に、町内に来ていただきました。その旨、県の今までの県事業がおくれているとは申しませんが、そういうことについてお話をさせていただいたところ、「着実にスピード感をもって全てのことをとり行いたい」という御返答で図面を広げてみんなでけんがくがくいたしましたので、数日のうちには何らかの報告がございますので、皆さんに御報告をさせていただいて、またお知恵を拝借しながら、よりよいまちづくりとインフラに向かって頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 広津交差点はやはり町民みんなが大変気にしていますし、議会も議決をしてやっていますので、ぜひそれを切にお願いします、説明を。また、我々のほうからも町民のほうには、町がこれだけ進めているというのは説明したいと思いたいが。

続いて、この下の都市計画費で県の景観整備事業負担金、これは、けやき通りがあれでずうっ

と継続してやっていると。今、何年目で、あと何年、何期あるのか、ちょっとそこを説明してください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

この景観事業につきましては、平成27年度から設計のほうに着手し、工事につきましては、平成28年度から実施しております。当初の計画では、県は10年というのを考えておりました。ただ、町としては一日でも早く完了してということは、その当時から申し上げておりますが、県の財政事情もありまして、県の計画の10年という形になるのではないかというふうには思っております。

以上です。（「あと何年」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 失礼いたしました。平成28年に着手しましたので、元号が変わりまして令和7年が完了見込みの予定でございます。

以上です。（「長いね」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ふるさとセンターの改修事業、今回はトイレ工事というふうなことはお聞きしているんですが、ふるさとセンターの前に先日、トイレの大きいのが7,000万円か6,000万円つくりましたよね。それに伴ってあの辺一帯が大きく変わったんで、カメラとかも全部死角が大分変わったと思うんですよ。そういうのも含めて今回そういうものもこの中に入っているのか、ちょっとその辺だけお聞きしたいんですけれど。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回のふるさとセンターの関係の予算、補正予算の計上につきましては、防犯カメラ等は含まれておりません。

現在、ふるさとセンターに既に設置しておりますカメラは、インフォメーションセンターの女性専用のトイレ、それから多目的なみんなのトイレの出入りに撮影できるような移設はしてございます。

山本議員が言われますように、駅前の防犯カメラを数台設置はしておりますが、まだ死角の部分がございますので、それについては産業建設課のほうでも死角のあるところについては追加の設置というのでも検討している次第でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これを聞いたのはねトイレの中にカメラというのはさすがにつけ

るわけにいかんでしょうけれど、今までのトイレと違って外から見えるんじゃなくて今度は目隠しというか、そういう形でつくっているトイレなので、逆に中に連れ込みとか何かあったときに困るんで——せつかく、ふるさとセンターを新しくするのであれば、そういう死角のほうも十分それは建設課のほうでやられるんでしょう。そういったことも十分検討してほしいなという意味の説明でした。そこも検討してもらえるとということでよかったですかね。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そのトイレのことにつきましては、町長に就任して3週間目ぐらいでしたか、初めて図面を見させていただいたんですけども、この庁舎内も含めてトイレがちょっと広いなあというふうに感じています。

それで、ふと疑問に思って現地に赴きまして、設計士の方にも同行していただきました。それで、大きな設計変更はないんですけども、ちょっと無駄なところは省かせていただいて、目隠しの部分もカーブをつけたような感じでより目隠しになるんですけども、向こう側が見えるような半透明のやつにしたらどうかというような意見で今やりとりをしています。

それと、その隣のインフォメーションセンターにおきましては、この間ちょっと半日ぐらいそこにいたんですけども、全部が透明ガラスですごく日が差して中が物すごく暑い。だけれど、そんな中でエアコンをつけている、そしてビデオはが流れていると。こんな無駄なことはないんじゃないかなと思ひまして、これがもう自分の家だったらどうするのかなあというふうな、町民視線とまでは行かないんですけども、そこに至りました。

そこで、赤尾課長のほうと相談しまして、カーテンないしは遮光を施そうじゃないかと。それとエアコンにつきましては、よっぽど暑いときには入れるけれど、そうじゃないときにはというふうなことをしたんですけども、そこにおられる方、管理人の方がやるものですから、なかなか難しく、ブラインドにするとやっぱり上げたり下げたりも大変なのかなということで、赤尾課長のほうから今いろいろ意見が出ております。

あその箇所は果たしてこのままでいいのかなあという疑問も随分ありますので、また皆さんと御相談をしながら、より活用のしやすい費用対効果のある、また町を代表する駅ですから、それにふさわしいようなことに少しずつ変わっていけばいいのかなあというふうに考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 2項の道路橋梁費1目道路維持費で、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料とあります。これは、ぜひ歴史と文化の点からも橋の名前を書いていただければと思うんです。その橋の地区で歴史とか文化があらうと思いますので、ぜひこの際、別紙で結構なので橋の名前を書き込んでいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） ちょっと待ってください。書き込むちゅうのはどういうことや、もうちょっとわかりやすく。

○議員（9番 横川 清一君） 例えば、こういうふうに図面がありますので、1番が何橋とか、そういうことで別紙でも結構なので、資料として……。

○議長（是石 利彦君） 資料ということですね。

○議員（9番 横川 清一君） はい。資料としていただければ幸いに存じますが。

○議長（是石 利彦君） 担当課長、どなたか。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 橋梁の名前につきましては、今回の橋梁に関する長寿命化計画で資料として位置図だけは添付させていただいております。

今、横川議員が申されますように、橋梁の名称につきましては橋梁台帳で把握はできます。提供する資料については改めて作り直す必要がありますが、今議会中には提出はしたいというふうに思っております。今しばらくお待ちください。

以上でございます。（「はい。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 18ページ、19ページ。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 10款の教育費2項小学校費の1目学校管理費の15節工事請負費で、通学路の防犯カメラ設置40万円と挙がっていますが、これはどの箇所につけて、何台取り付けられるのか、お答え願います。

○議長（是石 利彦君） 19ページです。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回、2項の小学校費で計上しております防犯カメラにつきましては、設置場所といたしましてはJR吉富駅の線路の高架下、小学校の通学路も本当に隣接している校門前になりますが、その部分に1台を予定をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 19ページ、一番下です。委託料で講演会関係出演委託料とあるんですけど、この内容説明をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

13節委託料で、講演会関係出演委託料230万円の計上をさせていただいております。こちらにつきましては、毎年、教育委員会が自主事業といたしまして、町民向けに一つ、講演会、そして近年では小学生・中学生向けの講演会、研修会等を一つと合計2つの講演をしております。その分で、今年度も2コマ程度の講演会が開ければということで230万円を計上しております。

出演者とか呼ぶ方については、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） さっき同僚議員が通学路のカメラの件で聞いたときにちょっとJRの高架下ちゅう話やっただけだけど、あっこ低いよね、高さが。暗いよね。その対策ちゅうのは大丈夫なの。いや、もう届く距離やし、さわられたりせんかなというのと暗い中で映るのか、大丈夫なのなあと、ちょっとその対策はどうなっていますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今、山本議員さんから言われたように、あの場所については本当に暗がりです—ですから、今回選んだというのが一つあるんですけども、設置に当たっては確かにあの場所を映すとなると、そう高い位置からのカメラの設置はできませんけれども、一応、専門の電気業者に見ていただいて夜でも映る状態のものをというふうに考えておりますし、設置については今後どの場所で一番効率的にあの部分映し出せるのか、豊前警察署のほうも相談してくださいということでしたので、そこら辺とも御相談をしながら具体的な設置については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 私、総務なので余り総務のほうは聞かれないんで、みんなに関係あるところだけちょっと聞かせてもらえますか。

さっき講演会の説明をされていましたが、あれはどうなんですかね。今回は入場料を取るような形のほうを考えているんでしょうかというのと、今までここ2回ほどちょっと問題になった販売方法、それはまた今回も検討されるんでしょうか。その2点を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

1点目の入場料を取るような方をということですが、補正予算書の9ページ、雑入で講演会と入場料ということで45万円計上をさせていただいております。一般向けの講演会につきましては、やはり入場料というのは取りたいということで1,000円を今のところ予定をしております。

2点目の販売方法につきましては、2年前、大変盛況でというか、想定外の購入者が来まして数十分で完売したというようなこともありましたので、昨年からは1人につき5枚ということでさせていただいておりますので、今年度につきましてもそのような形で枚数制限等も考えたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 20ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 21ページ、地方債の現在高に関する調書。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 第2表の地方債補正で、さっき、これとこれでまたがっているという話なので、以前も言ったけれど、これは21ページにどの起債がどこになるのか、番号をちょっと一回教えてくれませんか。

○議長（是石 利彦君） わかりましたか。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

では、第2表の各起債が、この21ページのどこに入っているかということでの説明をしたいと思います。

まず、第2表にあります公営住宅建設事業債1,110万円ですが、これにつきましては、21ページの表の中では区分の（2）公営住宅というところで、変更後の当該年度中の起債の見込み額ということで、ここに1,110万円が挙がっているわけでございます。

次に、また第2表のほうに戻りまして、地方道路等整備事業債920万円ですが、これにつきましては、21ページは区分の（9）のところでございます。そこでは金額が2,000万円というふうになっていると思いますが、その中のうち920万円がここに来るわけでございます。

それから、第2表のほうに戻りまして、地域活性化事業債780万円につきましては、21ページは区分の（7）駅前整備のところ780万円が計上されているものでございます。

第2表に戻っての4番目です。一般補助施設整備等事業債1,400万円でしたが、これは2つに分かれております。950万円と450万円に分かれるわけですが、その950万円の分は、21ページの区分の（10）農業施設のほうに、この2,810万円の中のうち950万円が入っているわけでございます。

同じく、第2表のところのもう一つの450万円が残りになるんですが、その分につきましては、区分の（12）その他のところで450万円が挙がっているわけでございます。

第2表の追加の最後、一般単独事業債1,860万円ですが、これにつきましては、21ページでは区分の（10）のところ1,860万円、先ほどの1,860万円と950万円がここに来ましたから、合わせての2,810万円というふうになるわけでございます。

それから、変更のほうの公共事業等債でございますが、これの増額は720万円でございます

が、それは21ページ、区分の(9)道路整備のほうに来ます。ということで、先ほどの920万円も道路整備のほうに来ましたので、合わせた金額としてここが挙がっているわけでございます。

以上でございます。(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

○議長(是石 利彦君) 山本議員。

○議員(5番 山本 定生君) ごめんなさい。(9)は、これを足したらなるのかな。道路施設の2,000万円、今言った説明の残りで。

○議長(是石 利彦君) わかりますか。企画財政課長。

○企画財政課長(奥田 健一君) (9)の道路施設ですが、変更前のところに360万円という当該年度中のこれがありますから、2,000万円との差額は今回ふえる分は1,640万円でございますから、そこには920万円と720万円が来たということで計算が合うようになってございます。

以上です。

○議長(是石 利彦君) いいですね。

○議員(5番 山本 定生君) わかったわかった。

○議長(是石 利彦君) では、22ページ、給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページまで。

以上、補正予算全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号令和元年度吉富町一般会計補正予算(第2号)については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

○議長(是石 利彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時14分散会
